

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月21日29健第2931号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された管理者の氏名及び措置入院者の症状消退届の「管理者名」の欄に記載された管理者の氏名は開示すべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、措置入院決定通知書、24条通報による対応経過、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく事前調査票、措置入院のための移送に関する移送記録票、診察実施通知書、措置入院のための移送に関する診察記録票、措置入院に関する診断書、措置入院者に対する診察指定医の意見、措置入院者に対する病院管理者の意見、措置入院者の症状消退届、措置入院患者措置解除調書、経過報告に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、24条通報による対応経過に記載された精神保健指定医の氏名並びに「5月26日（木）」の「9：50」及び「10：30」の行に記載された情報の一部、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名、措置入院のための移送に関する診察記録票の「指定医の氏名」の欄に記載された情報、措置入院に関する診断書の「精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「指定医氏名」の欄に記載された情報、措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報、措置入院者の症状消退届に記載された「管理者名」及び「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報、並びに経過報告に記載された指定医等の氏名については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして不開示としている。

また、法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された情報、措置入院のための移送に関する移送記録票の「同行者の氏名」及び「記録者の氏名等」の欄に記載された情報、並びに経過報告に記載された実施機関の職員名については、同項第4号（行政運営情報）に該当するとして不開示としている。

さらに、措置入院決定通知書の「病名及び入院先」又は「病名」の欄に記載された情報、

24条通報による対応経過に記載された病名、法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報、措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「診断名」等の欄に記載された情報、措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」等の欄に記載された情報、措置入院者の症状消退届の「病名」等の欄に記載された情報、措置入院患者措置解除調書の「診断名」等の欄に記載された情報、並びに経過報告に記載された診断名については、同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年11月20日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年12月21日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年12月22日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成30年2月9日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 福岡県庁と関係機関の書類、情報交換などのやりとりについて確認し、公平な精神医療、精神保健福祉が提供されたかの把握のため、審査請求をする。
- (2) 退院・処遇改善請求のような措置入院者の人権に関する事案を主治医からの意見を参考にすることなく審査することに対して精神保健福祉上問題があると思う。
- (3) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。
- (4) 患者の情報管理もずさんで、強制入院を指定医資格を持たない医師がすることに違法性があり、保健所が受入先を探す過程で、この事実気づかず入院依頼の段取りを実行したことを受け、記録の全開示を求め反論する。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、本人が措置入院に関する不満や、指定医や病院管理者に対する不信感を抱くおそれがある。よって、開示することにより、当該文書の内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医や病院管理者の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医及び病院管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当し不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第4号該当性について

措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と調査の結果に相違を生じる可能性や、関係者への不満や不信感を抱くおそれがある。よって、開示することにより、記載内容の真偽や詳細等を確かめるために、関係者に対する職務の妨害となるような行為が行われることが予想され、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当し不開示としたものである。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、措置入院に関する不満から、本人の認識と記載内容に相違が生じる可能性がある。よって、開示することにより、診察を行う指定医、病院管理者又は調書を作成する職員が本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記載することを躊躇するなど、診断内容や記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する措置入院決定通知書、24条通報による対応経過、法に基づく事前調査票、措置入院のための移送に関する移送記録票、診察実施通知書、措置入院のための移送に関する診察記録票、措置入院に関する診断書、措置入院者に対する診察指定医の意見、措置入院者に対する病院管理者の意見、措置入院者の症状消退届、措置入院患者措置解除調書、経過報告に記載された審査請求人の個人情報である。

ア 措置入院決定通知書について

精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行。以下「要領」という。）では、法第27条の規定に基づく精神保健指定医の診察の結果、法第29条の規定に基づく入院措置を採った保健福祉環境事務所長は、措置入院者本人、保護の任に当たっている者、入院先の病院管理者、こころの健康づくり推進室長（以下「室長」という。）に対して、措置入院決定通知書を交付することとされている。

本件措置入院決定通知書は、精神障害者の「住所」、「氏名」、「性別」、「生年月日」、「入院年月日」、「病名及び入院先」、「病名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

イ 24条通報による対応経過

法第24条の規定に基づく検察官通報や措置診察等、時系列で審査請求人に対する対応について対応経過を記録したものであり、日時と経過が記載されている。

ウ 法に基づく事前調査票

法第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないとされている。

本件法に基づく事前調査票は、法第27条に基づく指定医による診察の要否について判断を行うため、審査請求人の症状等について実施機関の職員が調査し、その結果を記載した調査票であり、「申請者・通報者・届出者名等」、「措置入院のための診察が必要と考えられる者」、「調査員所属」、「調査員職氏名」、「調査対象者の所在地」、「申請・通報・届出に至る経緯等」、「調査時の状況（現病歴、生活歴、家族歴等）」、「調査時の状況（問題行動・治療歴等・現在（面接時）の状態）」、「家族等の氏名、年齢、続柄、連絡先」、「保険種別」、「主治医との連絡」、「事前調査の総合判定およびその時間」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

エ 措置入院のための移送に関する移送記録票

要領では、法第29条第1項の規定に基づく入院措置を行った保健福祉環境事務所長は、措置入院のための移送に関する移送記録票を措置入院決定通知書とともに、室長に送付することとされており、本件移送記録票は、「氏名」、「生年月日」、「措置診察のための移送の有無」、「移送開始及び終了」、「移送に関する告知」、「搬送の概要（方法、経路、時刻等）」、「移送先の指定病院等」、「同行者の氏名」、「記録者の氏名等」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

オ 診察実施通知書

法第27条の規定に基づく診察に当たっては、要領において、保健福祉環境事務所長は、診察実施通知書により、診察の日時、場所等を精神保健指定医に通知することとされている。

本件診察実施通知書には、精神保健指定医の氏名、診察を受ける者の住所、氏名、性別及び生年月日、診察場所、診察日時等が記載されている。

カ 措置入院のための移送に関する診察記録票

要領では、法第29条第1項の規定に基づく入院措置を行った保健福祉環境事務所長は、措置入院のための移送に関する診察記録票を措置入院決定通知書とともに、室長に

送付することとされており、本件診察記録票は、「氏名」、「生年月日」、「行動制限の有無」、「指定医の氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

キ 措置入院に関する診断書

本件措置入院に関する診断書は、実施機関が、法第27条の規定に基づき、平成28年5月26日及び平成29年3月14日付けで、精神保健指定医2名に審査請求人を診察させた際の診断書であり、「被診察者の氏名、生年月日、住所、職業」、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、「医学的総合判断」、「診断日」及び「精神保健指定医氏名」、「診察に立会った者の氏名、続柄又は職業及び年齢」、「診察場所」、「診察日時」、「職員氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

ク 措置入院者に対する診察指定医の意見

法第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定する指定医（以下「診察指定医」という。）に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができるとされている。

要領においては、保健福祉環境事務所長は、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）中2（1）カに基づき、管内の精神科病院に入院している措置入院者について、入院後概ね3か月を経過したときに、知事の指定する精神保健指定医による現地診察を実施することとされている。

本件措置入院に対する診察指定医の意見は、精神保健指定医が当該診察の結果を記載したものであり、「入院者について」の項に、「診察年月日」、「病院名」、「入院者氏名」、「入院年月日」、「保護の任に当たっている者の氏名」、「続柄」、「診断名」の欄が、「現地診察結果」の項に、「診断名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除等を含めた診察医の意見」、「指定医氏名」の欄が設けられ、それぞれ所定の情報が記載されている。

ケ 措置入院者に対する病院管理者の意見

法第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求めることができるとされている。

本件措置入院者に対する病院管理者の意見は、法第38条の6第1項の規定に基づき、審査請求人が入院していた精神科病院の管理者から実施機関に提出された意見書であり、「意見書提出年月日」、「病院名」、「入院者氏名」、「入院年月日」、「診断

名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」、「管理者氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

コ 措置入院者の症状消退届

法第29条の5では、措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならないとされている。

本件措置入院者の症状消退届は、法第29条の5の規定に基づき、審査請求人が入院していた精神科病院の管理者から都道府県知事に提出された届出であり、「病院名」、「所在地」、「管理者名」、「措置入院者の氏名、生年月日、住所」、「措置年月日」、「病名」、「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」、「措置解除後の処置に関する意見」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

サ 措置入院患者措置解除調書

法第29条の4の規定により、都道府県知事は、法第29条の5の規定による診察の結果に基づき、措置入院者が入院を継続しなくても自傷他害のおそれがないと認めるに至ったときは、直ちにその者を退院させなければならないとされている。

要領において、保健福祉環境事務所長は、精神科病院又は指定病院の管理者から提出された法第29条の5の規定に基づく届出の内容を審査するために、必要に応じ、病院関係者及び措置入院者本人に対する聞き取りを行うことができることとされている。

本件措置入院患者措置解除調書は、要領に基づき、実施機関の職員が主治医及び患者等から聴取して作成した調書であり、「患者氏名」、「生年月日」、「診断名」、「主治医からの聴取事項」、「患者からの聴取事項」、「家族等からの聴取事項」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

シ 経過報告

法第24条の規定に基づく検察官通報や措置診察等、時系列で審査請求人に対する対応について経過を記録したものであり、「時間」と「経過」の欄から構成されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあること

から、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、24条通報による対応経過に記載された精神保健指定医の氏名並びに「5月26日(木)」の「9:50」及び「10:30」の行に記載された情報の一部、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名、措置入院のための移送に関する診察記録票の「指定医の氏名」の欄に記載された情報、措置入院に関する診断書の「精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「指定医氏名」の欄に記載された情報、措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報、措置入院者の症状消退届に記載された「管理者名」及び「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報、並びに経過報告に記載された指定医等の氏名であり、これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(7) 24条通報による対応経過に記載された精神保健指定医の氏名並びに「5月26日(木)」の「9:50」及び「10:30」の行に記載された情報の一部について

これらの部分には、精神保健指定医の氏名及び当該指定医が所属する関係機関名が記載されており、本号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であると認められる。

措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院者が事後的に措置入院に至る過程を知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するというべきである。

しかし、措置入院がそのような制度であるからこそ、精神保健指定医の氏名及び当該指定医が所属する関係機関名を開示した場合、措置入院に関する診察を受けた者やその関係者が、病名や診察内容等について、その真偽や詳細等を確認するため、精神保健指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがある。

本件においても、その過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示すること

により、審査請求人が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。したがって、当該情報を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(イ) 診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名について

平成28年5月26日付けの診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名は、上記(ア)と同様に本号に該当すると判断される。

これに対して、平成29年3月14日付けの診察実施通知書においては、措置診察の結果、措置入院非該当と判断されたものの、措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健指定医の氏名を開示すると、審査請求人が、病名や診察内容等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれがあり、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ウ) 措置入院のための移送に関する診察記録票に記載された指定医の氏名について

上記(ア)と同様に本号に該当すると判断される。

(エ) 措置入院に関する診断書に記載された精神保健指定医の氏名について

上記(イ)と同様に本号に該当すると判断される。

(オ) 措置入院者に対する診察指定医の意見の「現地診察結果」の項の「指定医氏名」の欄に記載された情報について

上記(ア)と同様に本号に該当すると判断される。

(カ) 措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報について

措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報のうち、管理者の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であるが、医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2第1号により、病院管理者は、管理者の氏名を当該病院内に見やすいように掲示しなければならないとされており、病院名は開示されていることから、何人でもこれを知り得る情報であるため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号には該当しないと判断される。

これに対して、管理者の氏名以外の情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(キ) 措置入院者の症状消退届の「管理者名」の欄に記載された情報及び措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名について

本件措置入院者の症状消退届に記載された「管理者名」の欄に記載された情報については、上記（カ）と同様に考えることが適当である。

また、措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名については、措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することにより、審査請求人が入院以降の病状や状態像の経過に係る診察内容等の詳細を確認したいとして、管理者や指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できないため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ク) 経過報告に記載された指定医の氏名及び関係病院の医師名について

指定医の氏名については、上記（イ）の後段と同様に本号に該当すると判断される。

関係病院の医師名については、措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これを開示することにより、審査請求人が、当該医師と実施機関との間のやりとりの詳細を確認したいとして、当該医師の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

このため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(3) 条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした情報は、法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された情報、措置

入院のための移送に関する移送記録票の「同行者の氏名」及び「記録者の氏名等」の欄に記載された情報、経過報告に記載された実施機関の職員名である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(7) 法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された情報について

本件法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄には、実施機関の職員の職及び氏名が記載されており、措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、当該情報を開示することにより、審査請求人が、調査の内容や結果等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(イ) 措置入院のための移送に関する移送記録票の「同行者の氏名」及び「記録者の氏名等」の欄に記載された情報について

本件措置入院のための移送に関する移送記録票の「同行者の氏名」の欄には同行者の所属及び氏名が、「記録者の氏名等」の欄には記録者の氏名が記載されている。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、当該情報を開示することにより、審査請求人が、措置診察の内容等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ウ) 経過報告に記載された実施機関の職員名について

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、本件経過報告に記載された実施機関の職員名を開示することにより、審査請求人が当該職員と警察署とのやりとりの内容等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(4) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開

示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院決定通知書に記載された病名、24条通報による対応経過に記載された病名、法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報、措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「入院者について」の項の「診断名」等の欄に記載された情報、措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」等の欄に記載された情報、措置入院者の症状消退届の「病名」等の欄に記載された情報、措置入院患者措置解除調書の「診断名」等の欄に記載された情報、経過報告に記載された診断名である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(7) 措置入院決定通知書に記載された病名について

措置入院決定通知書に記載されている病名は、実施機関が措置入院の可否を判断するために、精神保健指定医の診察により取得した情報であり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、実施機関の職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院が必要であるか否かの判断に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(4) 24条通報による対応経過に記載された病名について

上記(7)と同様に本号に該当すると判断される。

(5) 法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報について

本件法に基づく事前調査票は、法第27条に基づく指定医による診察の要否について判断を行うため、審査請求人の症状等について実施機関の職員が調査し、その結果を記載した調査票であり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、調査を行った職員が事前調査票に調査結果を記載する際、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、事前調査の形骸化をもたらし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(イ) 措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報について

措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報は、実施機関が措置入院の要否を判断するために、精神保健指定医の診察により取得した情報であり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、精神保健指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院が必要であるか否かの判断に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ロ) 措置入院者に対する診察指定医の意見の「入院者について」の項の「診断名」等の欄に記載された情報について

本件措置入院者に対する診察指定医の意見の「入院者について」の項の「診断名」の欄並びに「現地診察結果」の項の「診断名」及び「措置症状の有無等を含めた現在の状態」の欄に記載された情報は、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、病院管理者や診察指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院の継続が必要であるか否かの判断に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(カ) 措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」等の欄に記載された情報について

本件措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」等の欄に記載された情報は、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、病院管理者が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院の継続が必要であるか否かの判断に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(キ) 措置入院者の症状消退届の「病名」等の欄に記載された情報について

本件措置入院者の症状消退届は、法第29条の5の規定に基づき、審査請求人が入院していた精神科病院の管理者から都道府県知事に対して提出された届出であり、当該届に記載された「病名」、「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見」等の情報は、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、病院管理者が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院の継続が必要であるか否かの判断に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ク) 措置入院患者措置解除調書の「診断名」等の欄に記載された情報について

本件措置入院患者措置解除調書は、要領に基づき、実施機関の職員が主治医及び患者等から聴取して作成した調書であり、当該調書に記載された「患者の概要」の項の「診断名」等の欄に記載された情報は、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

「診断名」の欄に記載された情報は、上記(エ)と同様に本号に該当すると判断され

る。

また、「事項」の項の一部、「解除前の面接」及び「今後の対応等」の項に記載されている情報については、措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院患者措置解除調書の作成に形骸化をもたらし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ケ) 経過報告に記載された診断名について

上記(エ)と同様に本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。